

## 移動式クレーン転倒災害防止にかかるアンケートの調査結果について

## 「現場における元請の安全管理の徹底が重要」

沖縄労働局と一般社団法人日本クレーン協会沖縄支部は平成 26 年 1 月から 12 月まで『**沖縄県移動式クレーン転倒災害撲滅運動**』を実施しました。

その取り組み結果を把握するため、那覇労働基準監督署（署長 星野 護）では管轄内における、つり上げ荷重 3 t 以上の移動式クレーンを所有する事業場（139 社）を対象にアンケート調査を実施し、（有効回答数 77 件、有効回答率 55%）その結果を取りまとめました。

## 1 アンケート結果の概要

### ① 移動式クレーン転倒災害撲滅運動について、

「沖縄県移動式クレーン転倒災害撲滅運動」を知っていた事業場（80.5%）

経営トップの所信表明・安全作業宣言を行った事業場（70.1%）

### ② 移動式クレーンの作業に係る安全管理について、

元請との連絡調整を適切に行っていない事業場（15.5%）

移動式クレーンの作業計画を作成していない。（20.7%）

アウトリガーを最大限に張り出していない（9.0%）

敷板を敷かずに作業を行っている（10.3%）

強風等に作業中止していない（7.8%）

等の事業場が認められました。

元請との連絡調整が不十分であると答えている事業場が認められるのは、調査対象事業場の大半がオペレーター付リース会社であり、当該事業場は責任者を含めた下請けとして現場に入っているものではなく、オペレーター一人で現場に入っているため、ミーティング等に参加していない者が多いからと思われます。

また、移動式クレーンの作業計画は元請が作成する事が多いため、当該作業計画を作成していない事業場が多く認められました。

アウトリガーの最大限張り出し、敷板による作業については、元請による安全な作業場所の確保・準備等が必須であり、強風等の作業停止については、元請にその判断が委ねられています。

## 2 今後の対応

今回のアンケート調査において安全管理に不備が認められるのは、元請の協力が不可欠な事項が主であり、当該移動式クレーンを所有する事業場だけではなく、現場を統括管理している元請に対して指導を徹底していくこととしています。なお、当該アンケート調査を精査したうえで、建設業労働災害防止協会 那覇・浦添西原・南部の各分会に対し「移動式クレーンの作業にかかる元請の安全管理の徹底について」要請文を送付しました。

### 3 アンケート結果の詳細

#### (移動式クレーン転倒災害撲滅運動について)

- ① 平成 26 年「沖縄県移動式クレーン転倒災害撲滅運動」を知っていた事業場 62 件 (80.5%)
- ② 経営トップの所信表明・安全作業宣言を行った事業場 54 件 (70.1%)
- ③ 移動式クレーンのオペレーターに安全作業の徹底を教育指導し、その定着状況を確認した事業場 63 件 (81.8%)
- ④ 安全宣言ステッカーを移動式クレーンの運転ドア等に掲示した事業場 39 件 (50.6%)

#### (移動式クレーンの作業に係る安全管理について)

- ① 元請（注文者）との連絡調整が適切に行われていない事業場 12 件 (15.5%)
- ② 移動式クレーンについて、定期的な検査を行っていない事業場 0 件 (なし)
- ③ 無資格者を移動式クレーンの運転業務に従事させている事業場 0 件 (なし)
- ④ 無資格者を玉掛けの業務に従事させている事業場 3 件 (3.8%)
- ⑤ 移動式クレーンの作業計画を作成していない事業場 16 件 (20.7%)
- ⑥ アウトリガーを最大限に張り出して作業を行っていない事業場 7 件 (9.0%)
- ⑦ 過負荷防止装置を点検せず、解除したまま作業している事業場 2 件 (2.5%)
- ⑧ 巻過防止装置、巻過警報装置を点検せず、解除したまま作業している事業場 1 件 (1.2%)
- ⑨ フックの外れ止め装置を使用していない事業場 0 件 (なし)
- ⑩ 敷板を敷かずに作業を行っている事業場 8 件 (10.3%)
- ⑪ つり荷の下を作業員立ち入り禁止としていない事業場 1 件 (1.2%)
- ⑫ 強風等により危険が予想されるときに作業を中止していない事業場 6 件 (7.8%)